

申込書類一式

低圧再生可能エネルギー一系統連系

〒 9 8 4 - 8 5 0 8

宮城県仙台市若林区
沖野二丁目5-10

東北電力株式会社
契約センター（再生可能エネルギー受給） 行

郵送前の確認事項

申込みに必要な書類について、すべて記入されていることをご確認ください。
なお、PCSの認証有無により次表のとおり必要書類が異なります。次表へチェックのうえ、漏れなくご郵送ください。

必要書類	PCSが認証品の場合	PCSが非認証品の場合
再生可能エネルギー発電設備 低圧系統連系・電力売電申込書		
PCS様式1 単線結線図		
認証証明書（写）		
PCS様式2 保護継電器整定一覧表		
PCS様式3 屋内配線による電圧上昇簡易計算書		
PCS様式4 出力制御機能付PCS仕様等確認書		
PCS様式5 その他資料 （仕様書、詳細資料説明書、各種試験データ）		
発電設備の運用状況調査票および各種資料 ※バイオマス発電の場合		
電気使用申込書（写）または電気供給のご案内（写）		

【発送元】

ご住所	
お名前 （ご法人さま名）	ご担当者様氏名：
ご連絡先	

〈お願い〉

- 再生可能エネルギー発電設備 低圧系統連系・電力売電申込書は、記名捺印後の本書によりお申込みください。
- 必要書類が不足していた場合、お申込みをお預かりいたしかねますので、郵送前に確認のうえ郵送ください。

提出書類チェックリスト (PCS 低圧配電線連系)

今回の

「認証登録品の場合」

様式	提出書類	チェックポイント	お客さま提出日 (再提出日)	当社確認日	備考
申込書	低圧系統連系・電力売電申込書	必要項目がすべて記入されていますか			
PCS 様式	1 単線結線図	必要項目がすべて記入されていますか			
	2 保護継電器整定一覧表	/	/	/	認証登録品の場合は提出不要です
	3 屋内配線による電圧上昇簡易計算書	必要項目がすべて記入されていますか			
	4 出力制御機能付PCS仕様等確認書	必要項目がすべて記入されていますか			
	5 その他資料	認証登録品の場合、認証証明書が添付されていますか			認証登録品の蓄電池等を設置する場合も提出が必要です
バイオマスに係る資料	発電設備の運用状況調査票および各種資料	必要項目がすべて記入されていますか			バイオマス発電の場合のみ提出が必要です
その他	電気供給のご案内(写)	電力売電申込書の内容と一致していますか			電気使用申込書(写)でも可

今回の

「認証登録品以外の場合」

様式	提出書類	チェックポイント	お客さま提出日 (再提出日)	当社確認日	備考
申込書	低圧系統連系・電力売電申込書	必要項目がすべて記入されていますか			
PCS 様式	1 単線結線図	必要項目がすべて記入されていますか			
	2 保護継電器整定一覧表	必要項目がすべて記入されていますか			
	3 屋内配線による電圧上昇簡易計算書	必要項目がすべて記入されていますか			
	4 出力制御機能付PCS仕様等確認書	必要項目がすべて記入されていますか			
	5 その他資料	認証登録品以外の場合、仕様書・詳細資料説明書および各種試験データが添付されていますか			認証登録品以外の蓄電池等を設置する場合も提出が必要です
バイオマスに係る資料	発電設備の運用状況調査票および各種資料	必要項目がすべて記入されていますか			バイオマス発電の場合のみ提出が必要です
その他	電気供給のご案内(写)	電力売電申込書の内容と一致していますか			電気使用申込書(写)でも可

以 上

※太枠内について漏れなく記入，チェック願います。

東北電力株式会社 御中

ご記入日	令和 年 月 日
申込受付日 (東北電力記入欄)	令和 年 月 日
不備なく受付した月日を申込受付日とさせていただきます。	
系統連系の回答予定日の通知	申込受付日の翌日から起算して1ヶ月目

フリガナ			印
お申込者氏名			
ご住所 (現在お住まいの住所)	〒 - -		
電話番号	ご自宅 - -	ご不在時連絡が可能な連絡先 - -	

再生可能エネルギー発電設備 低圧系統連系・電力売電 申込書

貴社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」を承諾し、「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」に沿って検討のうえ以下の再生可能エネルギー発電設備を貴社電力系統へ連系することについて申込みとともに、貴社電力系統への連系について承諾いただける場合は、当該再生可能エネルギー発電設備によって発電した電力を貴社に売電したく申込みいたします。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、本申込みは承諾されないものとし、本申込みにもとづき貴社との契約が既に成立している場合であっても、当該契約が貴社によって解除されることに同意いたします。

- ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「再エネ特措法」という。)」第9条第3項にもとづき経済産業大臣から受けた認定の効力が失われた場合
 - ・特段の理由がないにもかかわらず、接続契約が成立して相応の期間経過してもなお認定(再エネ特措法第10条第1項に定める変更認定および同第2項に定める届け出を含みます)を取得しない場合
 - ・再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当することを貴社が判断する場合
 - ・貴社が算定した発電設備の系統連系に必要な費用を貴社の定める期日までに支払わない場合
- また、本申込みに関して、貴社が以下のとおり取扱うことも、あわせて同意いたします。
- ・本申込みを撤回した際に、本申込みの内容の検討に要した費用を貴社に支払うこと
 - ・特段の理由がないのに受給開始希望日を経過してもなお受給開始しない場合に、貴社が当該契約を解除できること
 - ・電気需給契約に係る「電気使用申込書」等の提出がなされるまでは、本申込みを貴社が受付した場合でも、再エネ特措法第16条第1項の契約の申込みの内容を充足していないとして貴社が取扱うこと

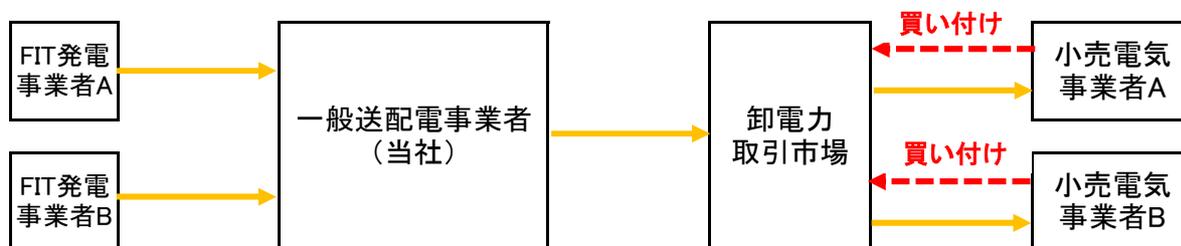
申込種別	<input type="checkbox"/> 新規設置 <input type="checkbox"/> 設備変更(<input type="checkbox"/> 同一計量 <input type="checkbox"/> 按分計量 <input type="checkbox"/> 差分計量 <input type="checkbox"/> 既設設備の移設新設) <input type="checkbox"/> 他社からの売電先変更 <input type="checkbox"/> 既設設備の使用再開(既設設備の変更 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)													
発電設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 地熱 <input type="checkbox"/> バイオマス													
発電設備区分 (太陽光の場合ご記入ください)	<input type="checkbox"/> 10kW未満 <input type="checkbox"/> 10kW未満(その他自家用発電設備等併設) <input type="checkbox"/> 10kW以上													
フリガナ 発電者名義 (電気需給契約と同一)	フリガナ											フリガナ	フリガナ	
												(代表者役職名)	(代表者名)	
受給地点 (発電設備設置場所住所)	〒 - -											現在、電気使用申込書を提出している。	受付番号 ()	
認定番号 (設備変更の場合ご記入ください)												再生可能エネルギー電気卸供給約款 にもとづく特定卸供給の希望	<input type="checkbox"/> 有 ※特定卸供給については、別紙1をご参照ください。	
配線方法	<input type="checkbox"/> 余剰配線(更地に発電設備を設置する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 全量配線(需要場所の特例措置適用を希望)													
上記場所の用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅兼店舗 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()													
(任意) お客さま番号 ※電気ご使用量のお知らせを 参考にご記入ください。	回数	営業所	市町村	町字	街区	住居	枝	副	電気方式	交流	相	線式		
									受電電圧	<input type="checkbox"/> 100V <input type="checkbox"/> 200V <input type="checkbox"/> 100/200V				
最大受電電力	kW ※最大受電電力については、別紙2をご参考にご記入ください。								連系・売電 開始日 (受給開始 希望日)	令和	年	月	日	
【その他自家用発電設備等を併設される場合】 発電出力・押し効果* *押し効果を確認できる書類の添付が必要	自家用発電設備の発電出力								押し効果(該当○印)	あり	なし	※受付日から技術検討完了まで1ヶ月程度お時間をいただくため、開始希望日を前後する場合があります。あらかじめご了承ください。		
料金振込先・口座番号 ※貯蓄預金、定期預金等への振込みは できませんのでご了承願います (設備変更の場合、振込先口座を変更 しない場合は、「口座変更なし」の旨 ご記入ください)	フリガナ													
	口座名義													
	金融機関	コード()	支店名					コード()	預金種別	口座番号(右づめでご記入ください)				
	ゆうちょ銀行(郵便局)	通帳記号(5桁)						通帳番号 8桁右づめでご記入ください	1. 普通					
									2. 当座					
受給開始後の連絡先住所 (郵便物送付先)	<input type="checkbox"/> ①上記、現在お住まいの住所 <input type="checkbox"/> ②上記、受給地点 <input type="checkbox"/> ③その他住所(〒 - -)													
	※電力受給契約確認書の送付先住所 <input type="checkbox"/> ①上記、現在お住まいの住所 <input type="checkbox"/> ②上記、受給地点 <input type="checkbox"/> ③上記、その他住所													
申込み代理人名義・住所 (電気工事会社等、書類送付先)	(名義)	工事会社コード ()												
		(TEL : - -)												
		(FAX : - -)												
	【担当者: 携帯: - -】	(Email:)												
	(住所)〒 - -	代理人への連絡方法 <input type="checkbox"/> 電話(固定) <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 電話(携帯) <input type="checkbox"/> E-mail												
備考	(事前協議番号 _____) <<申込書類差替の場合>> 受付番号() 差替内容()													

※当社はお預かりした個人情報を、当社が行なう電気事業、ガス事業およびこれらに付帯関連する事業の適切な遂行のために必要な範囲で利用いたします。

再生可能エネルギー電気特定卸供給契約について

一般送配電事業者(当社)が発電事業者から調達したFIT電源については、原則として「卸電力取引市場」を経由して小売電気事業者へ供給することとしております。

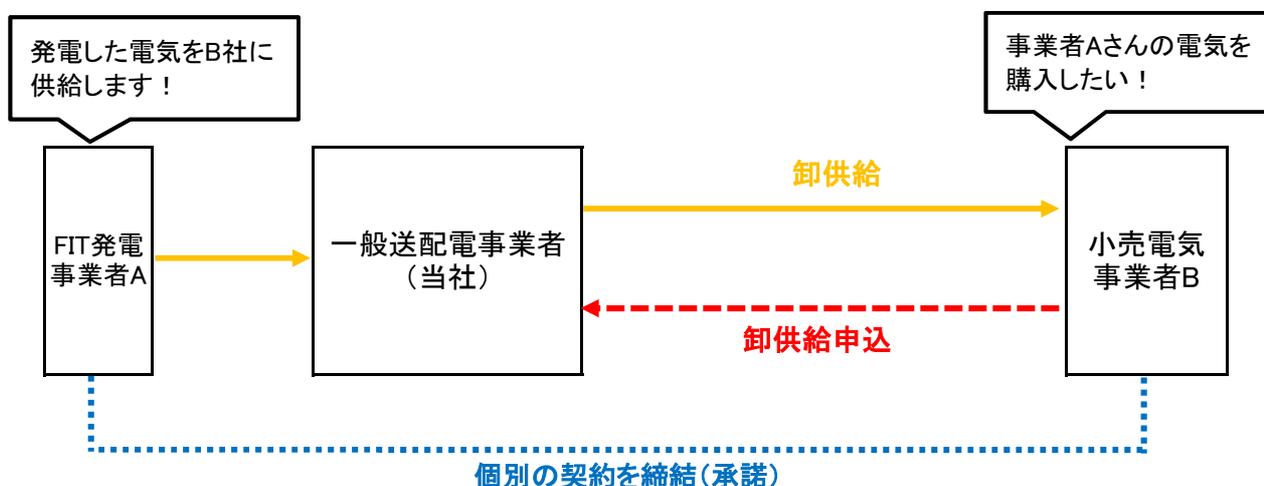
【卸電力取引市場を経由した供給】



《再生可能エネルギー電気特定卸供給とは》

小売電気事業者などが、特定の再生可能エネルギー発電設備(発電事業者)において発電する再生可能エネルギー電気の卸供給(卸電力取引市場を経由せず、直接一般送配電事業者から供給すること)を希望する場合に、当社の送配電ネットワークを介して、当該契約者に供給することをいいます。

なお、小売電気事業者などが特定卸供給を希望する場合、発電事業者が卸供給を承諾していることが要件となります。



小売電気事業者などとの間で個別に契約しており、卸供給について承諾をしている場合は、電力売電申込書の「特定卸供給の希望」の欄にチェックをご記載ください。

再生可能エネルギー電気卸供給約款
にもとづく特定卸供給の希望

有

※特定卸供給については、
別紙1をご参照ください。

(参考)

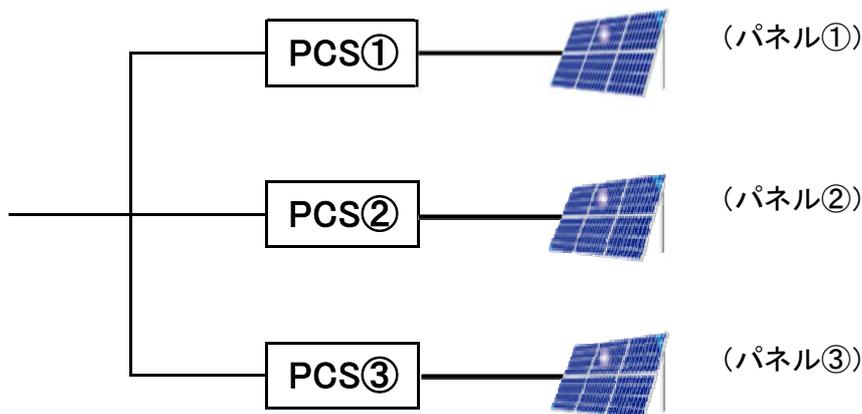
再生可能エネルギー電気卸供給約款

http://www.tohoku-epco.co.jp/iivuka/setsuzoku/pdf/2904_01.pdf

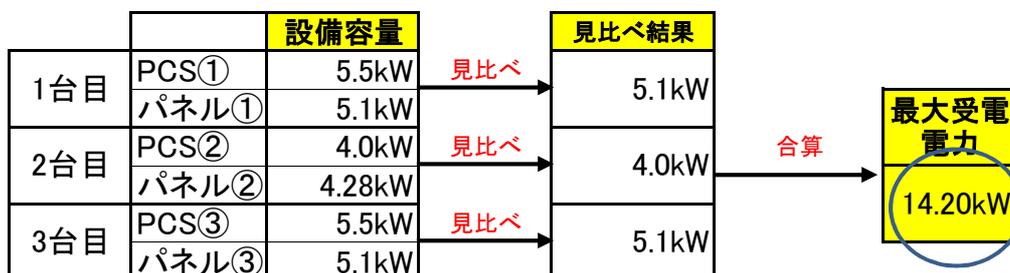
申込書に記載の最大受電電力の算出方法について

「最大受電電力」については、PCS(定格出力)とパネル(最大出力)のどちらか小さい容量(出力)を小数点以下第二位までご記入願います。
 具体的には、以下の例をご参考に算出のうえ、ご記入くださいますようお願いいたします。

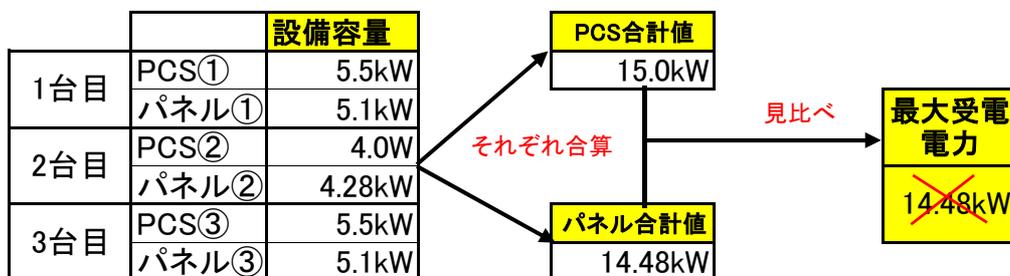
【太陽光発電システム イメージ図】



【正】PCS1台ごとに、そのPCSに接続するパネルの容量と見比べを行ない、見比べた結果の小さい容量を合算する。



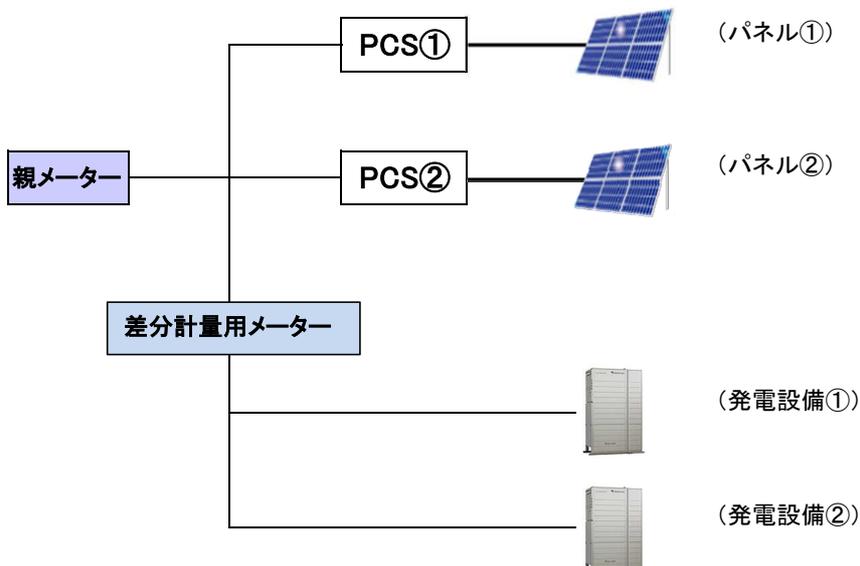
【誤】PCSの全数合計値とパネルの全数合計値を見比べする。



申込書に記載の最大受電電力の算出方法について(差分計量を適用する場合)

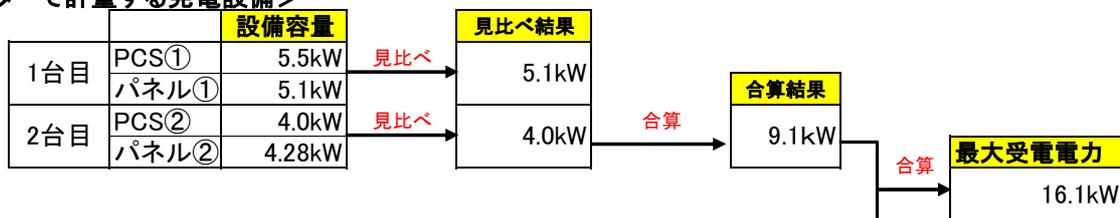
差分計量を適用する発電設備の「最大受電電力」については、差分計量用メーターで計量する発電設備容量の合計と、親メーターで計量する発電設備容量の合計を合算します。

【差分計量 イメージ図】



PCSにより制御する太陽光発電設備は、PCS1台ごとに、そのPCSに接続するパネルの容量と見比べを行ない、見比べた結果の小さい容量を合算する。

<親メーターで計量する発電設備>



<差分計量メーターで計量する発電設備>



差分計量メーターで計量する発電設備容量の合計は、10キロワット未満とする。

申込日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

※太枠内を漏れなく記入。(以下も同じ)

東北電力株式会社 御中

太枠内を記入のうえ提出願います。

お客さま

電気工事会社等

電力受給開始日の変更について

電力受給開始日を下記のとおり変更することといたしたく、ご了承願います。
なお、あわせて現地調査も依頼いたしますので、立会いをお願いいたします。

記

【お申込み内容】

ご契約名義		受付番号	
受給地点 (発電設備設置場所住所)			

※既申込み内容を記入。

【電力受給開始日の変更内容】

変更前	令和	年	月	日	→	変更後	令和	年	月	日
変更理由	<input type="checkbox"/> 内線工事遅れ <input type="checkbox"/> 建築工事遅れ <input type="checkbox"/> その他 ()									

【現地調査希望日】

	日程	時間帯			
現地調査希望日 <small>時間帯は○で囲む</small>	令和	年	月	日	午前 / 午後
連系日当日調査の理由					
当日の立会い者名		当日緊急時連絡先			

※希望日どおりに調査できない場合があります。その際は、別途協議させていただきますので、ご了承願います。

以上

《東北電力使用欄》

電力受給開始日	年	月	日		
現地調査日時	年	月	日	時	分

《メモ欄》

技術検討 担当個所	再エネ契約担当個所		
	課長	副長	担当者

1. 単線結線図

お客さま名	
申込代理人	
東北電力使用欄 (差替時兼用)	受付番号

注意事項

- ◆記入例を参考に記入ください。
- ◆発電設備の接続方法にあわせ、(a)~(d)の点線を実線に変更してください。
- ◆この図面によりがたい場合は「PCS様式1(特殊配線)」も添付してください。
- ◆再エネ発電設備(太陽光以外の自家発電設備等)を併設する場合は、その情報もご記入ください。(太陽光発電設備で10kW未満の場合、逆電力リレーの位置により購入単価が異なります。)

【ELCBとその接続方式について】

※ELCBおよびインバータ回路用開閉器については、逆接続可能型(系統連系対応型)が必要です。
 ※ELCBに複数配線を接続する場合は、複数接続が可能な接続方式(圧着端子用、平型端子付など)を有するものを使用願います。

下記質問事項にお答えいただいた上で、単線結線図①~⑥と発電設備の諸元をもれなく記入してください。

質問1	逆潮流の有無および当社への充電の有無について <input type="checkbox"/> 逆潮流があり、当社へ充電する。 <input type="checkbox"/> 逆潮流がない。 <input type="checkbox"/> 逆潮流があるが、当社へ充電しない(無償提供等)。
質問2	太陽光発電設備におけるダブル発電(トリプル発電)について(太陽光発電設備以外の場合は記入不要) <input type="checkbox"/> ダブル発電に該当しない。 <input type="checkbox"/> ダブル発電で押し上げ効果がある。 <input type="checkbox"/> ダブル発電で押し上げ効果がない。 <small>(ダブル発電の調達価格が適用される。)</small> <small>(ダブル発電の調達価格が適用されない。)</small>
質問3	全量配線(需要場所の特例措置希望)による場合の配線方法について(更地等に発電設備を設置する場合(例:野立て太陽光)の場合は記入不要) <input type="checkbox"/> 2引込方式 <input type="checkbox"/> 1引込Y分岐 <input type="checkbox"/> その他 (配線方法の分かる資料を添付してください。)
質問4	お申込み時点における一般用電気工作物の工事について <input type="checkbox"/> 再エネ発電設備以外の一般用電気工作物に対して工事を行っていない。 <input type="checkbox"/> ブレーカー取替(3P3Eへの変更)、内線の張替え等、一般用電気工作物の新設・変更工事を行なった。
質問5	再生可能エネルギー発電設備の設置状況について <input type="checkbox"/> 設置場所(太陽光パネルや風車等)は引込 <input type="checkbox"/> 設置場所(太陽光パネルや風車等)は、引込 <input type="checkbox"/> 設置場所(太陽光パネルや風車等)は、引込線の取付場所と同一の敷地内である。 <small>線の取付場所と隣接する場所である。</small> <small>線から道路を跨いだ別の場所である。</small>
質問6	電気使用(変更)申込みの有無について <input type="checkbox"/> 有(申込み済みを確認) <input type="checkbox"/> 無(再エネ受給契約の新設・設備変更のみ申込み)
質問7	【質問(6)で「電気使用(変更)申込み無」の場合、スマートメーターへの取付工事について(電気使用(変更)申込み有の場合は記入不要) <input type="checkbox"/> 自社工事を行なう。 <input type="checkbox"/> 指定する他社(下記に記載)にて工事を行なう。 <small>(指定引込線委託工事会社のみ)</small> <small>【工事会社名: _____ コード(_____)】</small>

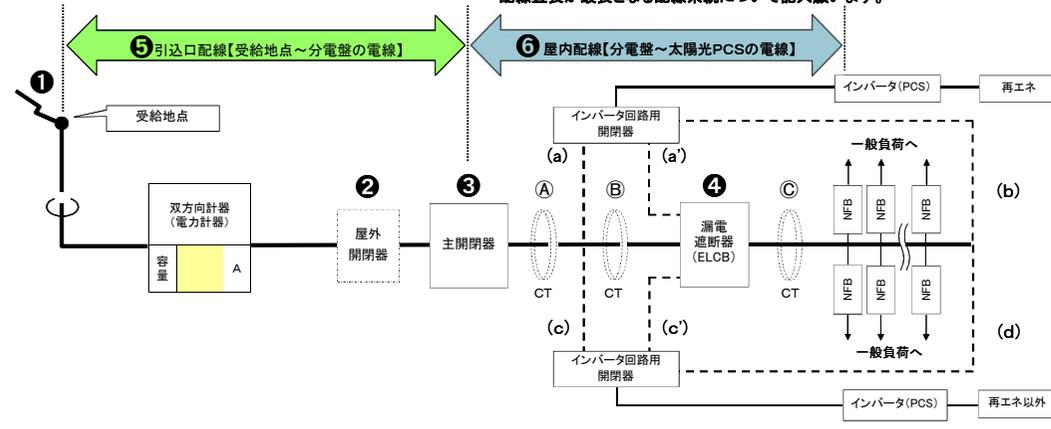
【資材宅配受取方法】(上記質問(7)にて「自社工事」もしくは「指定する他社」に○を選択した場合は下記を記入して下さい。)

資材受取(到着)希望日	年	月	日
受取方法	宅配	宅配先	申込代理人
		宅配希望時間	受給地点
		止置	その他
		60Hz地域営業所	下記へ宅配事業所の名称・住所をご記入ください
		庫出不要	上越電力センター
			糸魚川電力センター
			佐渡電力センター
		名義・宅配事業所名称	電話番号
住所	〒	-	

■引込口配線設備・屋内配線設備の諸元について

① 当社 引込柱		⑤ 引込口配線【受給地点～分電盤の電線】(※1)		⑥ 屋内配線【分電盤～PCSの電線】(※1)	
線	号	電線路A (必須項目)	電線路B (途中で線種変更ある場合)	電線路C (必須項目)	電線路D (途中で線種変更ある場合)
設置	新設 / 既設 / 取替 / なし	設置	新設 / 既設 / 取替 / なし	設置	新設 / 既設 / 取替 / なし
種類	MCCB/ELCB	種類	SB/MCCB/ELCB	種類	MCCB/ELCB
	P E A		P E A		P E A
					OC付 / OC無

※1 ⑤引込口配線、ならびに⑥屋内配線の記載内容に基づき、屋内配線による電圧上昇値を計算いたします。発電設備が複数台となる場合は、配線長が最長となる配線系統について記入願います。



■発電設備の諸元について

再生エネ発電設備	設置	新設 / 既設 / 取替	
	結線	(a) / (a') / (b)	
	発電設備最大出力(※2)	[kW]	
PCS	メーカー	型式	認証番号(※3)
	定格出力	kW	設定力率 %
	皮相電力	kVA	出力 kW
再生エネ発電設備以外	設置	新設 / 既設 / 取替	
	結線	(c) / (c') / (d)	
	発電設備の種類	ガスコジェネ / 燃料電池 / 蓄電池 / その他()	
PCS	メーカー	型式	認証番号(※3)
	定格出力	kW	設定力率 %
	逆電力リレー	A / B / C / なし	

※2 発電設備最大出力(太陽光の場合はパネル合計kW)、定格出力は小数点以下第3位までご記入ください。
 ※3 PCSが非認証品の場合は、「非認証品」と記載してください。

1. 単線結線図

お客さま名	
申込代理人	
東北電力使用欄 (差替時兼用)	受付番号

注意事項

- ◆記入例を参考にご記入ください。
- ◆発電設備の接続方法にあわせ、(a)～(b)の点線を実線に変更してください。
- ◆この図面によりがたい場合は「PCS様式1(特殊配線)」も添付してください。

【ELCBとその接続方式について】
 ※ELCBおよびインバータ回路用開閉器については、逆接続可能型(系統連系対応型)が必要です。
 ※ELCBに複数配線を接続する場合は、複数接続が可能な接続方式(圧着端子用、平型端子付など)を有するものを使用願います。

下記質問事項にお答えいただいた上で、単線結線図①～⑥と発電設備の諸元をもれなく記入してください。

質問1	逆潮流の有無および当社への充電の有無について <input type="checkbox"/> 逆潮流があり、当社へ充電する。 <input type="checkbox"/> 逆潮流がない。 <input type="checkbox"/> 逆潮流があるが、当社へ充電しない(無償提供等)。
質問2	太陽光発電設備におけるダブル発電(トリプル発電)について(太陽光発電設備以外の場合は記入不要) <input type="checkbox"/> ダブル発電に該当しない。 <input type="checkbox"/> ダブル発電で押し上げ効果がある。 <input type="checkbox"/> ダブル発電で押し上げ効果がない。 <small>(ダブル発電の調達価格が適用される。)</small> <small>(ダブル発電の調達価格が適用されない。)</small>
質問3	全量配線(需要場所の特例措置希望)による場合の配線方法について(更地等に発電設備を設置する場合(例、野立太陽光)の場合は記入不要) <input type="checkbox"/> 2引込方式 <input type="checkbox"/> 1引込Y分岐 <input type="checkbox"/> その他 (配線方法の分かる資料を添付してください。)
質問4	お申込み時点における一般用電気工作物の工事について <input type="checkbox"/> 再エネ発電設備以外の一般用電気工作物に対して工事を行っていない。 <input type="checkbox"/> ブレーカー取替(3P3Eへの変更)、内線の張替え等、一般用電気工作物の新設・変更工事を行なった。
質問5	再生可能エネルギー発電設備の設置状況について <input type="checkbox"/> 設置場所(太陽光パネルや風車等)は引込 <input type="checkbox"/> 設置場所(太陽光パネルや風車等)は、引込線の取付場所と同一の敷地内である。 <input type="checkbox"/> 設置場所(太陽光パネルや風車等)は、引込線の取付場所と隣接する場所である。 <small>(ダブル発電の調達価格が適用される。)</small>
質問6	売電量の計量方法について(基本的にスマートメーターでの計量とさせていただきますので、電気使用(変更)申込みの有無をご確認のうえお申込みください) <input type="checkbox"/> スマートメーター希望 <input type="checkbox"/> 電気使用(変更)申込み <input type="checkbox"/> 有(申込み済みを確認) <input type="checkbox"/> 無(再エネ供給契約の新設・設備変更のみ申込み)
質問7	「質問(6)で 電気使用(変更)申込み無」の場合、スマートメーターへの取付工事について(電気使用(変更)申込み有の場合は記入不要) <input type="checkbox"/> 自社工事を行なう。 <input type="checkbox"/> 指定する他社(下記に記載)にて工事を行なう。 <input type="checkbox"/> 東北電力にて工事を行なう。 <small>(指定引込線委託工事会社のみ)</small> <small>【工事会社名: _____ コード(_____)】</small>

【資材宅配受取方法】(上記質問(7)にて「自社工事」もしくは「指定する他社」に○を選択した場合は下記を記入して下さい。)

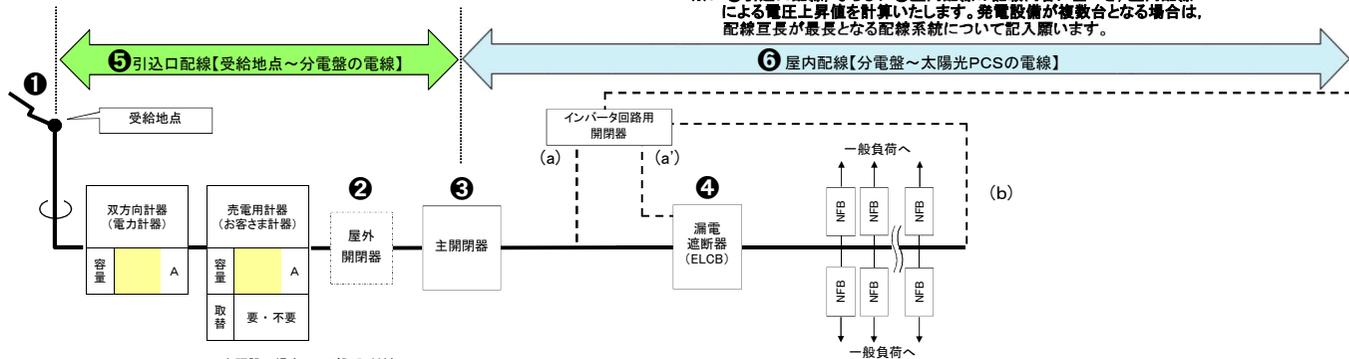
資材受取(到着)希望日	年 _____ 月 _____ 日 _____																															
受取方法	<table border="1"> <tr> <th>宅配先</th> <th>申込代理人</th> <th>受給地点</th> <th>その他</th> <th>※下記へ宅配先の名義・住所を記入</th> <th>指定引込線委託工事会社</th> </tr> <tr> <td>宅配希望時間</td> <td>指定なし</td> <td>午前中</td> <td>14時～16時</td> <td>16時～18時</td> <td>18時～20時</td> <td>19時～21時</td> </tr> <tr> <td>止置</td> <td colspan="5">下記へ宅配事業所の名称・住所をご記入ください</td> </tr> <tr> <td>60Hz地域営業所</td> <td colspan="5">上野河電力センター 赤松川電力センター 飛騨電力センター</td> </tr> <tr> <td>庫出不要</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>	宅配先	申込代理人	受給地点	その他	※下記へ宅配先の名義・住所を記入	指定引込線委託工事会社	宅配希望時間	指定なし	午前中	14時～16時	16時～18時	18時～20時	19時～21時	止置	下記へ宅配事業所の名称・住所をご記入ください					60Hz地域営業所	上野河電力センター 赤松川電力センター 飛騨電力センター					庫出不要					
宅配先	申込代理人	受給地点	その他	※下記へ宅配先の名義・住所を記入	指定引込線委託工事会社																											
宅配希望時間	指定なし	午前中	14時～16時	16時～18時	18時～20時	19時～21時																										
止置	下記へ宅配事業所の名称・住所をご記入ください																															
60Hz地域営業所	上野河電力センター 赤松川電力センター 飛騨電力センター																															
庫出不要																																
名義・宅配事業所名称	電話番号																															
住所	〒 _____ - _____ - _____																															

■引込口配線設備・屋内配線設備の諸元について

① 当社 引込柱			⑤ 引込口配線(※1) 【受給地点～分電盤の電線】		⑥ 屋内配線(※1) 【分電盤～PCSの電線】	
線 _____ 号 _____			電線路A (必須項目)	電線路B (途中で線種変更ある場合)	電線路C (必須項目)	電線路D (途中で線種変更ある場合)
② 屋外開閉器		③ 主開閉器		④ 漏電遮断器(ELCB)		
設置	新設 / 既設 / 取替 / なし	設置	新設 / 既設 / 取替 / なし	設置	新設 / 既設 / 取替 / なし	
種類	MCCB / ELCB	種類	SB / MCCB / ELCB	種類	MCCB / ELCB	
	P E A		P E A		P E A	
					OC付 / OC無	

■発電設備の諸元について

再エネ発電設備	諸元等の詳細については次ページへ記載願います。
PCS(1台目)	
PCS(2台目)	
PCS(3台目)	
PCS(4台目)	
PCS(5台目)	
PCS(6台目)	
PCS(7台目)	
PCS(8台目)	
PCS(9台目)	
PCS(10台目)	
PCS(11台目)	
PCS(12台目)	
PCS(13台目)	
PCS(14台目)	
PCS(15台目)	



↑ 既設の場合のみご記入ください。(不要の場合は斜線のうえお申込みください)

本様式によりがたい場合は、補足資料として「PCS様式1(特殊配線)」も提出してください。

1. 単線結線図

お客さま名	
申込代理人	

東北電力使用欄 (差替時兼用)	受付番号
--------------------	------

注意事項

- ◆記入例を参考にご記入ください。
- ◆発電設備の接続方法にあわせ、(a)~(d)の点線を実線に変更してください。
- ◆この図面によりがたい場合は「PCS様式1(特殊配線)」も添付してください。
- ◆再エネ発電設備(太陽光以外)の自家発電設備等を併設する場合は、その情報もご記入ください。
(太陽光発電設備が10kW未満の場合、逆電力リレーの位置により購入単価が異なります。)

【ELCBとその接続方式について】
 ELCBおよびインバータ回路用開閉器については、逆接続可能型(系統連系対応型)が必要です。
 ※ELCBに複数配線を接続する場合は、複数接続が可能な接続方式(圧着端子用、平型端子付など)を有するものを使用願います。

下記質問事項にお答えいただいた上で、単線結線図①~④と発電設備の諸元を漏れなく記入してください。

質問1	逆潮流の有無および当社への売電の有無について <input type="checkbox"/> 逆潮流があり、当社へ売電する。 <input type="checkbox"/> 逆潮流がない。 <input type="checkbox"/> 逆潮流があるが、当社へ売電しない(無償提供等)。
質問2	太陽光発電設備におけるダブル発電(トリプル発電)について <input type="checkbox"/> ダブル発電以上で押し上げ効果がある。 <input type="checkbox"/> ダブル発電以上で押し上げ効果がない。 (ダブル発電の調達価格が適用される。) (ダブル発電の調達価格が適用されない。)
質問3	全量配線(需要場所の特例措置希望)による場合の配線方法について(更地等に発電設備を設置する場合(例:野立て太陽光)の場合は記入不要) <input type="checkbox"/> 2引込方式 <input type="checkbox"/> 1引込Y分岐 <input type="checkbox"/> その他 (配線方法の分かる資料を添付してください。)
質問4	お申込み時点における一般用電気工作物の工事について <input type="checkbox"/> 再エネ発電設備以外の一般用電気工作物に対して工事を行っていない。 <input type="checkbox"/> ブレーカー取替(3P3Eへの変更)、内線の張替等、一般用電気工作物の新設・変更工事をを行った。
質問5	再生可能エネルギー発電設備の設置状況について <input type="checkbox"/> 設置場所(太陽光パネル)は引込線の取付場所と隣接する場所である。 <input type="checkbox"/> 設置場所(太陽光パネル)は、引込線の取付場所と隣接する場所から道路を跨いだ別の場所である。
質問6	電気使用申込み(新設・容変・種変など)の有無について <input type="checkbox"/> 有(申込み済みを確認) <input type="checkbox"/> 無(再エネ受給契約の新設・設備変更のみ申込み)
質問7	計器取付工事について(※需給契約側の変更がない場合でも計器取替等が発生する場合がございます。) <input type="checkbox"/> 自社工事を行なう。 (指定引込線委託工事会社のみ) <input type="checkbox"/> 指定する他社(下記に記載にて工事を行なう。【工事会社名: _____ コード(_____)】) <input type="checkbox"/> 東北電力にて工事を行なう。

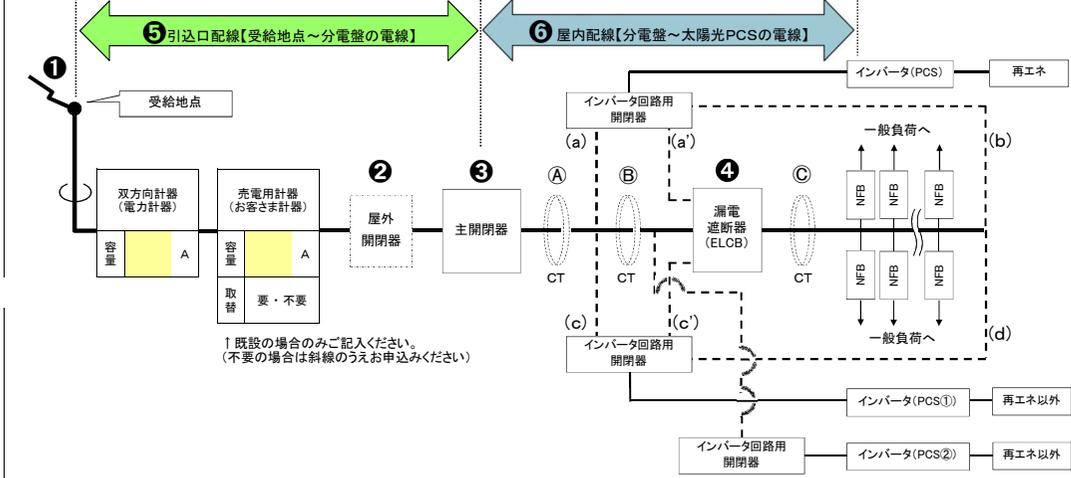
【資材宅配受取方法】(上記質問(7)にて「自社工事」もしくは「指定する他社」に○を選択した場合は下記を記入して下さい。)

資材受取(到着)希望日	年 月 日 ()
受取方法	宅配 宅配先 申込代理人 受給地点 その他 ※下記へ宅配先の名義・住所を記入 指定引込線委託工事会社 宅配希望時間 指定なし 午前中・14時~16時・16時~18時・18時~20時・19時~21時 止置 下記へ宅配事業所の名称・住所をご記入ください 60Hz地域営業所 上越電力センター・糸魚川電力センター・佐渡電力センター 庫出不要
名義・宅配事業所名称	電話番号
住所 〒 -	

■引込口配線設備・屋内配線設備の諸元について

① 当社 引込柱		⑤ 引込口配線【受給地点～分電盤の電線】(※1)		⑥ 屋内配線【分電盤～PCSの電線】(※1)	
線	号	電線路A (必須項目)	電線路B (途中で線種変更ある場合)	電線路C (必須項目)	電線路D (途中で線種変更ある場合)
設置	新設 / 既設 / 取替 / なし	設置	新設 / 既設 / 張替	設置	新設 / 既設 / 張替
線種		線種		線種	
太さ		太さ		太さ	
長さ(m)		長さ(m)		長さ(m)	

※1 ⑤引込口配線、ならびに⑥屋内配線の記載内容に基づき、屋内配線による電圧上昇値を計算いたします。発電設備が複数台となる場合は、配線互長が最長となる配線系統について記入願います。



■発電設備の諸元について

再エネ発電設備	設置	新設 / 既設 / 取替		
		(a)	(a')	(b)
台	結線			
	発電設備最大出力(※2)	[kW]		
	メーカー	型式	認定番号(※3)	
	定格出力	kW	設定力率 %	皮相電力 kVA 出力 kW
再エネ以外の発電設備等	設置	新設 / 既設 / 取替		
		(c)	(c')	(d)
台	結線			
	発電設備の種類	ガスコジェネ / 燃料電池 / 蓄電池 / その他()		
	メーカー	型式	認定番号(※3)	
	定格出力	kW	設定力率 %	皮相電力 kVA 出力 kW
台	設置	新設 / 既設 / 取替		
	結線	(c) / (c') / (d) / その他(左記図のとおり)		
	発電設備の種類	ガスコジェネ / 燃料電池 / 蓄電池 / その他()		
	メーカー	型式	認定番号(※3)	
台	定格出力	kW	設定力率 %	皮相電力 kVA 出力 kW
	逆電力リレー	A / B / C / なし		

※2 発電設備最大出力(太陽光の場合はパネル合計kW)、定格出力は小数点以下第3位までご記入ください。
 ※3 PCSが非認証品の場合は、「非認証品」と記載してください。

1. 単線結線図

※主に増設別計量やトリプル発電等の単線結線図によりがたい場合は、本様式も提出してください。

お客さま名:	
工事施工業者:	

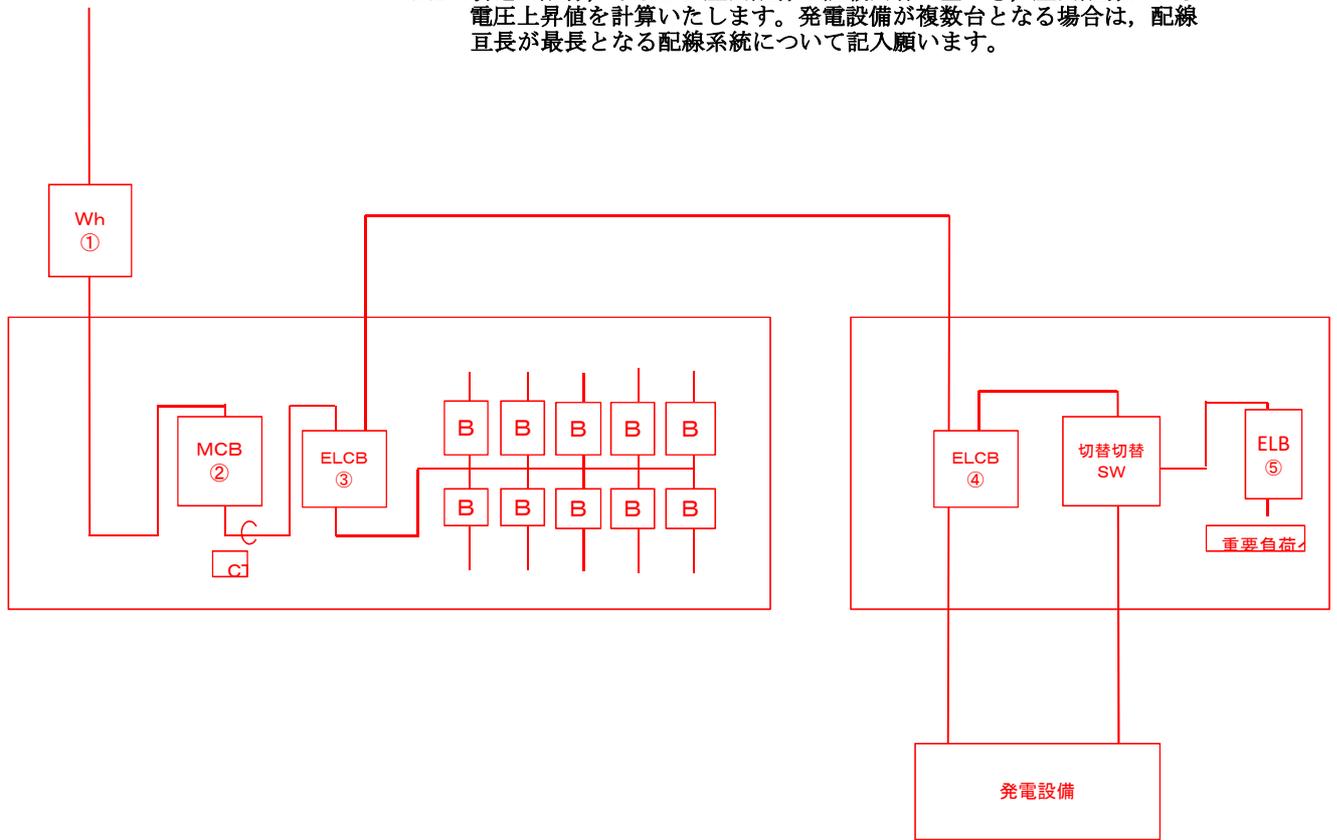
東北電力使用欄 (差替時兼用)	受付番号

- ①引込み受け点から発電設備(逆変換装置内も含む)までの結線図を記入してください。
- ②計器および開閉器の諸元について記入してください。
(CT付き計器の場合、屋外開閉器も合わせて記入してください。)
- ③上記機器類のNoと整合するNoを図記号の近傍に記入してください。
- ④通常の解列個所、および自立運転時の解列個所Noを記入してください。

No	機器名称		製造者名	型名	仕様	備考

当社 引込柱							
				線	号		
引込口配線【受給地点～分電盤の電線】(※1)				屋内配線【分電盤～PCSの電線】(※1)			
電線路A (必須項目)		電線路B (途中で線種変更ある場合)		電線路C (必須項目)		電線路D (途中で線種変更ある場合)	
設置	新設 / 既設 / 張替			線種		線種	
線種		線種		線種		線種	
太さ		太さ		太さ		太さ	
長さ(m)		長さ(m)		長さ(m)		長さ(m)	

※1 引込口配線、ならびに屋内配線の記載内容に基づき、屋内配線による電圧上昇値を計算いたします。発電設備が複数台となる場合は、配線互長が最長となる配線系統について記入願います。



2. 保護継電器整定一覧表

下記の項目について、記入してください。

(認証登録を受けていない装置については、保護継電器に係わる詳細説明資料および各種試験データを添付してください。)

逆潮流		種 別	整定範囲	標準整定値	お客さま希望 整 定 値	検討整定値	備 考
有	無						
○	○	電	過電圧継電器 OVR	検出レベル	115V/230V		
			検出時限	1秒			
○	○	力	不足電圧継電器 UVR	検出レベル	80V/160V		
			検出時限	1秒			
○	×	力	周波数上昇継電器 OFR	検出レベル	51.0Hz/61.2Hz		
			検出時限	1秒			
○	○	力	周波数低下継電器 UFR	検出レベル	47.5Hz/57.0Hz		
			検出時限	2秒			
×	○	品	逆電力継電器 RPR	検出レベル	インバータ定格出力の 5%程度		
			検出時限	0.5秒			
×	△	品	逆 充 電 検 出 機 能	不足電力継電器 UPR	最大受電電力の 3%程度		時限 ゲートブロック 0.2秒 遮断出力 0.6~0.8秒
			不足電圧継電器 UVR	検出レベル	80V/160V		
○	○	質	直 流 検 出 機 能	検出時限	1秒		
				検出レベル	定格出力電流の 1%以下		整定値は固定
○	○	質	自 動 電 圧 調 整 機 能	進相無効電力制御	制御電圧	107.5V	
				出力制御	制御電圧	107.5V	
○	△	単 独 運 転 検 出	【受動的方式】 電圧位相跳躍検出方式	検出レベル 検出時限 保持時限	欄外参照		検出レベルのみ可変、他は固定
			【能動的方式】 周波数シフト方式	変動幅 検出要素 解列時限	欄外参照		整定値は固定
○	○	復電後の遮断器再投入時限		待機時間	150~300秒		
○	○	FRT要件		対応していること		平成29年4月1日以降申込みされる太陽光連系については、事故時運転継続要件(FRT要件)を満たすことが必須	

- … 設置要
- ×
- △ … どちらか一方を設置

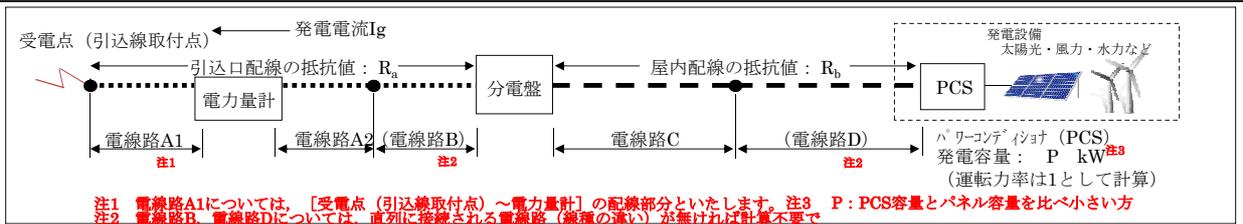
受動的方式	検出基準	検出時限	保持時限	能動的方式	変動幅	検出要素	解列時限
電圧位相跳躍検出	位相変化 ±3~±10度	0.5秒以内	5~10秒	周波数シフト	周波数バイアス： 定格周波数の数%	周波数異常	0.5秒以上 1秒以内
3次高調波 電圧歪急増検出	3次高調波変化 +1~+3%	0.5秒以内	5~10秒	スリップモード 周波数シフト方式	—	周波数異常	0.5秒以上 1秒以内
周波数変化率検出	周波数変化 ±0.1~±0.3%	0.5秒以内	5~10秒	有効電力変動	有効電力： 運転出力の数%	電圧、電流、周波数 などの周期変動分	0.5秒以上 1秒以内
				無効電力変動	無効電力： 定格出力の数%	電流、周波数などの 周期変動分	0.5秒以上 1秒以内
				負荷変動	挿入抵抗： 定格出力の数% 挿入時間：1周期以下	電圧及び負荷への流 入電流の変動分	0.5秒以上 1秒以内
				ステップ注入付周波数 フィードバック方式	—	周波数変動	瞬 時

※ 単独運転検出機能の標準整定値

3. 屋内配線による電圧上昇簡易計算書

個所を入力することで自動計算
手計算の場合は白紙を印刷し使用

お客さま名：
お客さま住所：
工事施工業者：



■ 受電点からPCSまでの電圧上昇値の計算

電圧上昇計算式 $\Delta V = K \times \text{発電電流 } I_g \times (\text{引込口配線の抵抗値 } R_a + \text{屋内配線の抵抗値 } R_b)$

(1) 電気方式, K

電気方式 $K =$...①

※プルダウンより選択

電気方式	K
単相2線式100V	2
単相2線式200V	2
単相3線式100/200V	1
三相3線式200V	$\sqrt{3}$

※1

※1 電圧線と中性線との電圧を求めるため1としている。

(2) 発電容量P, 発電電流 I_g

発電容量P kW ※ PCS容量とパネル容量を比べ小さい方の値

発電電流 $I_g = \frac{\text{発電容量 } P \text{ (kW)} \times 1,000}{\text{発電電圧 } V \text{ (V)}} =$ A ...②

電気方式	発電電圧V
単相2線式100V	105
単相2線式200V	210
単相3線式100/200V	210
三相3線式200V	$\sqrt{3} \times 210$

(3) 引込口配線の抵抗値 R_a と屋内配線の抵抗値 R_b

引込口配線の抵抗値: R_a -----

屋内配線の抵抗値: R_b - - - - -

【受電点 ~ 分電盤までの配線部分】
※途中で線種が異なる場合は電線路B欄を使用願います。

電線太さ

インピーダンス (Ω/km) (1) (4)

互長 (m) (2) (5)

抵抗値 (Ω) (3) (6)

抵抗値(3)=(1) \times (2)/1,000 (6)=(4) \times (5)/1,000

引込口配線の抵抗値 R_a : (3) + (6) = Ω ...③

【分電盤 ~ パワーコンディショナまでの配線部分】
※途中で線種が異なる場合は電線路D欄を使用願います。

電線太さ

インピーダンス (Ω/km) (7) (10)

互長 (m) (8) (11)

抵抗値 (Ω) (9) (12)

抵抗値(9)=(7) \times (8)/1,000 (12)=(10) \times (11)/1,000

屋内配線の抵抗値 R_b : (9) + (12) = Ω ...④

(4) 電圧上昇値 (ΔV) の計算

電圧上昇値 $\Delta V = K$ (①) \times 発電電流 I_g (②) \times [引込口配線の抵抗値 R_a (③) + 屋内配線の抵抗値 R_b (④)]

受電点からPCSまでの電圧上昇値

※単相3線式の配線においては中性線と電圧線間の電圧上昇値 (判定結果)

未入力箇所があります

※電圧上昇値が2% (100Vの場合: 2V, 200Vの場合: 4V) を超える場合は配線の選定見直しやPCSの設置場所見直しをお願いします。

電線インピーダンス (抵抗)
引込口配線・屋内配線 (軟鋼)

線種	(Ω/km)
2.0mm	5.650
2.6mm	3.350
3.2mm	2.210
5.5sq	3.330
8sq	2.310
14sq	1.300
22sq	0.824
38sq	0.487
60sq	0.303
100sq	0.180
150sq	0.118
200sq	0.092
250sq	0.072

電線要覧 JIS C3307-1980に基づく

(5) 電圧上昇抑制機能 (自動電圧調整装置: AVR) の整定値【自動算出】

電気方式	<input type="text"/>
PCSでの電圧値	<input type="text"/>
AVR整定値	<input type="text"/>

※AVR整定値が109V (100V配線の場合: 109V, 200V配線の場合: 218V) を超える場合は配線の選定見直しやPCSの設置場所見直しをお願いします。また、AVR整定値がPCSで整定可能な範囲内であるか、併せてご確認ください。

(6) AVR整定にあたっての確認事項 (□にチェックをお願いいたします)

- 発電設備の発電出力が増加すると、発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上昇し、電線路の電圧も上昇します。このため、周辺のお客さま宅の電圧が上がり過ぎないように、発電設備には電圧上昇値を設定し管理・調整する機能 (電圧上昇抑制機能) が組み込まれております。発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上限値に達すると、この機能が動作し、発電設備の出力を抑制して電圧を調整します。これにより、一時的に販売電力量 (受給電力量) が減少することがあります。
- 電圧上昇抑制機能については、電力会社の系統電圧の瞬時的な変動によっても一時的に動作する場合がありますが、これは発電設備の正常な動作であり、系統電圧の異常や、機器の故障ではありません。
- 電圧上昇抑制機能の整定値 (電圧上限値) を高く設定する場合、発電設備の運転状況等により、宅内電圧が設定した電圧まで上昇し、宅内の負荷機器に影響が生じる可能性があります。

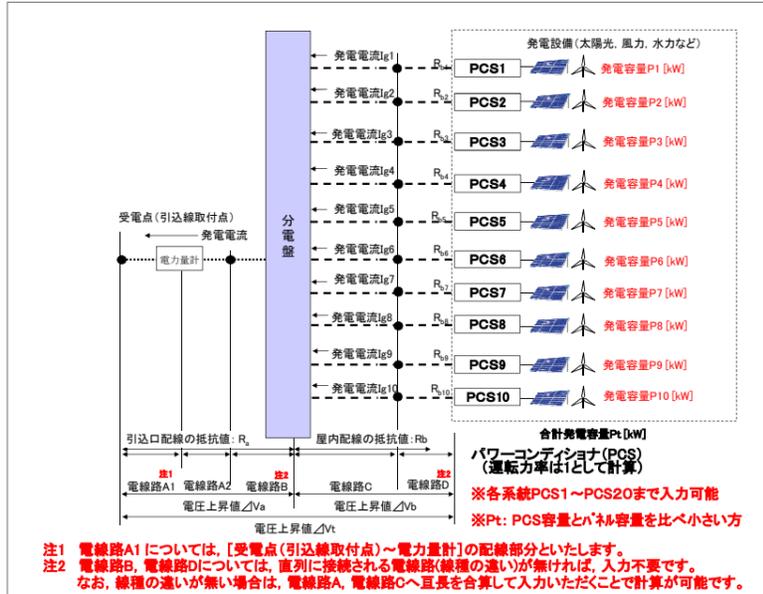
(PCSが複数台の場合)

3. 屋内配線による電圧上昇簡易計算書

受付番号

お客さま名:
お客さま住所:
工事施工業者:

箇所を入力することで自動計算
手計算の場合は白紙を印刷し使用



■ 受電点からPCSまでの電圧上昇値ΔVの計算式

ΔV = K × 発電電流 Ig × (引込口配線の抵抗値 Ra + 屋内配線の抵抗値 Rb)

(1) 電気方式, K【必須】

電気方式 K=
※1 電圧線と中性線との電圧を求めるとき1としている。

(2) 発電容量P, 発電電流Ig【必須】

発電電流Ig = 発電容量 P (kW) × 1,000 / 発電電圧 V (V)

※ PCS容量とパル容量を比べ小さい方の値

Table with columns for PCS capacity (P1-P10), generator current (Ig1-Ig10), PCS capacity (P11-P20), and generator current (Ig11-Ig20).

合計発電容量Pt kW 発電電流Igt A

入力箇所3 電線太さ ※電線路Aと電線路Cは必須箇所
プルダウンより電線太さを選択願います。

入力箇所4 巨長 (m) ※電線路Aと電線路Cは必須箇所
巨長を入力願います。

※電圧上昇値ΔVtが2% (100Vの場合:2V, 200Vの場合:4V) を超える場合は配線の選定見直しやPCSの設置場所見直しをお願いします。
※AVR整定値が109V (100V配線の場合:109V, 200V配線の場合:218V) を超える場合は配線の選定見直しやPCSの設置場所見直しをお願いします。
また、AVR整定値がPCSで整定可能な範囲内であるか、併せてご確認願います。

(3) 引込口配線(電線路A~B)の抵抗値 Ra, 屋内配線(電線路C~D)の抵抗値 Rb, 引込口配線の電圧上昇値ΔVa, 屋内配線の電圧上昇値ΔVb

Main calculation table with columns for cable type (A, B, C, D), length, resistance, and voltage rise for each PCS unit (PCS1-PCS20).

(4) 電圧上昇値ΔVt (5) AVR整定値

Summary table for total voltage rise (ΔVt) and AVR setting values for each PCS unit.

Table of cable inductance (抵抗) for various cable types and lengths.

(6) AVR整定にあたっての確認事項(□にチェックをお願いします)

- 発電設備の発電出力が増加すると、発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上昇し、電線路の電圧も上昇します。
電圧上昇抑制機能については、電力会社の系統電圧の瞬時的な変動によっても一時的に動作する場合がありますが、これは発電設備の正常な動作であり、系統電圧の異常や、機器の故障ではありません。
電圧上昇抑制機能の整定値(電圧上限値)を高く設定する場合、発電設備の運転状況等により、宅内電圧が設定した電圧まで上昇し、宅内の負荷機器に影響が生じる可能性があります。

出力制御機能付PCS仕様等確認書(太陽光・新設用)

お客さま名			
申込代理人	事業者名	担当者名	
申込書差替時記入欄		受付番号	
		※系統連系申込済みの場合のみ記入	

1. 新設 出力制御機能付PCS仕様等

(1) 出力制御スケジュール運用方法※ (どちらか選択してください)	<input checked="" type="checkbox"/> 更新スケジュール(インターネット環境構築可能) <input type="checkbox"/> 固定スケジュール(インターネット環境構築不可能)						
	※原則として『更新スケジュール』を選択してください。 『固定スケジュール』は、山間部等でインターネット環境が構築できない場合に選択が可能です。 『固定スケジュール』を選択する場合は、以下記載のリスクを承諾したうえで選択ください。 【出力制御スケジュールについて】 [更新スケジュール] ・弊社が最新の気象予報等を反映した出力制御スケジュールを随時作成・更新し、PCSがインターネット環境を経由して最新スケジュールを自動で受信することで、可能な限り売電を行えるようにする運用のことをいいます。 [固定スケジュール] ・山間部等でインターネット環境の構築が現実的でない場合において、メーカーさま等による作業により、あらかじめ1年先まで出力制御スケジュール(固定スケジュール)を登録していただくこととなります。 ・最新の気象予報等を踏まえて制御内容を修正することができないため、インターネット環境を構築した場合と比べ、出力制御の頻度が多くなり※1、売電量が大幅に少なくなる可能性があります。また、年1回※2事業者さまの責任においてメーカーさま等による現場設定作業(有料)が必要となります。 ※1 固定スケジュールによる出力制御は、一般送配電事業者からの出力制御指示とは別に実施いただくものであり、出力制御の実施回数にはカウントされないため、更新スケジュールによる出力制御より頻度が多くなる可能性があります。 ※2 初年度の固定スケジュールの登録が定例(3月)登録月とずれている場合は、初年度のみ2回の現地設定作業(メーカーさま等による有料作業)が必要になることがあります。 ・定期的なスケジュール設定作業を怠ることで発電が自動停止いたします。 ※東北電力では、お客さまが出力制御スケジュール登録作業の遅延等により発電設備が停止した場合の発電量の損失は補償できません。						
(2) 発電所ID必要数 (出力制御ユニット設置数)						※発電所ID必要数は下記の出力制御ユニット設置数の合計と同じ数になることをご確認ください。 (個)	
(3) 出力制御機能付PCS メーカー名・型式 (PCS本体[狭義]および出力制御ユニット)							
出力制御ユニット				PCS			備考
メーカー名	型式	設置数	メーカー名	型式	設置数		
●上記ユニットで制御するPCSを右欄にご記入ください。 ●1つのユニットで4種類以上のPCSを制御する場合は、PCS欄の下に続けてご記入ください。 ●上記ユニットと異なる機種を使用する場合は下記に記載ください。							
●上記ユニットで制御するPCSを右欄にご記入ください。 ●1つのユニットで4種類以上のPCSを制御する場合は、PCS欄の下に続けてご記入ください。 ●上記ユニットと異なる機種を使用する場合は下記に記載ください。							
●上記ユニットで制御するPCSを右欄にご記入ください。 ●1つのユニットで4種類以上のPCSを制御する場合は、PCS欄の下に続けてご記入ください。 ●上記ユニットと異なる機種を使用する場合は下記に記載ください。							

- 出力制御ユニットについては、メーカーによって「計測ユニット」「電力検出ユニット」「送信ユニット」「電力モニタ」等、製品名称が異なる場合がございます。東北電力サーバーからの遠隔出力制御に対応可能なPCSと出力制御ユニットの組合せを必ずPCSメーカーへ確認したうえで、ご記入ください。
- JET認証品の出力制御機能付PCS(広義)については、JET認証登録上のPCS型名および出力制御装置型名をそれぞれPCS型式および出力制御ユニット型式欄にご記入ください。
- JET非認証品の出力制御機能付PCS(広義)については、PCSメーカーへ確認した型式をご記入ください。
- 更新スケジュールで出力制御に対応する場合は、インターネット環境の構築を発電開始日まで実施ください。

出力制御機能付PCS仕様等確認書（太陽光・増設用）

お客さま名			
申込代理人	事業者名	担当者名	
申込書差替時記入欄	受付番号		
	※系統連系申込済みの場合のみ記入		

1. 新設 出力制御機能付PCS仕様等

(1) 出力制御スケジュール運用方法※ (どちらか選択してください)	<input checked="" type="checkbox"/> 更新スケジュール(インターネット環境構築可能) <input type="checkbox"/> 固定スケジュール(インターネット環境構築不可能)					
	※原則として『更新スケジュール』を選択してください。 『固定スケジュール』は、山間部等でインターネット環境が構築できない場合に選択が可能です。 『固定スケジュール』を選択する場合は、以下記載のリスクを承諾したうえで選択ください。 【出力制御スケジュールについて】 [更新スケジュール] ・弊社が最新の気象予報等を反映した出力制御スケジュールを随時作成・更新し、PCSがインターネット環境を経由して最新スケジュールを自動で受信することで、可能な限り充電を行なえるようにする運用のことをいいます。 [固定スケジュール] ・山間部等でインターネット環境の構築が現実的でない場合において、メーカーさま等による作業により、あらかじめ1年先まで出力制御スケジュール(固定スケジュール)を登録していただくこととなります。 ・最新の気象予報等を踏まえて制御内容を修正することができないため、インターネット環境を構築した場合と比べ、出力制御の頻度が多くなり※1、充電量が大幅に少なくなる可能性があります。また、年1回※2事業者さまの責任においてメーカーさま等による現場設定作業(有料)が必要となります。 ※1 固定スケジュールによる出力制御は、一般送配電事業者からの出力制御指示とは別に実施いただくものであり、出力制御の実回数にはカウントされないため、更新スケジュールによる出力制御より頻度が多くなる可能性があります。 ※2 初年度の固定スケジュールの登録が定例(3月)登録月とずれている場合は、初年度のみ2回の現地設定作業(メーカーさま等による有料作業)が必要になることがあります。 ・定期的なスケジュール設定作業を怠ることにより発電が自動停止いたします。 ※東北電力では、お客さまが出力制御スケジュール登録作業の遅延等により発電設備が停止した場合の発電量の損失は補償できません。					
(2) 発電所ID必要数※3 (新たに設置する出力制御ユニット設置数)	(個)					
(3) 出力制御機能付PCS メーカー名・型式	(PCS本体[狭義]および出力制御ユニット)					
出力制御ユニット			PCS			備考 ※4
メーカー名	型式	設置数	メーカー名	型式	設置数	
●上記ユニットで制御するPCSを右欄にご記入ください。 ●1つのユニットで4種類以上のPCSを制御する場合は、PCS欄の下に続けてご記入ください。 ●上記ユニットと異なる機種を使用する場合は下記に記載ください。						
●上記ユニットで制御するPCSを右欄にご記入ください。 ●1つのユニットで4種類以上のPCSを制御する場合は、PCS欄の下に続けてご記入ください。 ●上記ユニットと異なる機種を使用する場合は下記に記載ください。						
●上記ユニットで制御するPCSを右欄にご記入ください。 ●1つのユニットで4種類以上のPCSを制御する場合は、PCS欄の下に続けてご記入ください。 ●上記ユニットと異なる機種を使用する場合は下記に記載ください。						

※3 増設に伴い追加発行が必要となる発電所ID数を記載してください。

※4 既設設備が出力制御に対応しており、設置済みの出力制御ユニットを流用する場合は、「出力制御ユニット流用」と記載してください。

- 出力制御ユニットについては、メーカーによって「計測ユニット」「電力検出ユニット」「送信ユニット」「電力モニタ」等、製品名称が異なる場合がございます。東北電力サーバーからの遠隔出力制御に対応可能なPCSと出力制御ユニットの組合せを必ずPCSメーカーへ確認したうえで、ご記入ください。
- JET認証品の出力制御機能付PCS(広義)については、JET認証登録上のPCS型名および出力制御装置型名をそれぞれPCS型式および出力制御ユニット型式欄にご記入ください。
- JET非認証品の出力制御機能付PCS(広義)については、PCSメーカーへ確認した型式をご記入ください。更新スケジュールで出力制御に対応する場合は、インターネット環境の構築を発電開始日目で実施ください。

出力制御機能付PCS仕様等確認書（風力・新設用）

1. お申込み内容

お客さま名			
申込代理人	事業者名		担当者名
申込書差替時記入欄	受付番号		
	※系統連系申込済みの場合のみ記入		

2. 新設 出力制御機能付PCS仕様等

(1) 出力制御スケジュール運用方法※ (どちらか選択してください)	<input checked="" type="checkbox"/> 更新スケジュール(インターネット環境構築可能) <input type="checkbox"/> 固定スケジュール(インターネット環境構築不可能)					
	※原則として『更新スケジュール』を選択してください。 『固定スケジュール』は、山間部等でインターネット環境が構築できない場合に選択が可能です。 『固定スケジュール』を選択する場合は、以下記載のリスクを承諾したうえで選択してください。 【出力制御スケジュールについて】 [更新スケジュール] ・弊社が最新の気象予報等を反映した出力制御スケジュールを随時作成・更新し、PCSがインターネット環境を経由して最新スケジュールを自動で受信することで、可能な限り売電を行えるようにする運用をいいます。 [固定スケジュール] ・山間部等でインターネット環境の構築が現実的でない場合において、メーカーさま等による作業により、あらかじめ1年先まで出力制御スケジュール（固定スケジュール）を登録していただくこととなります。 ・最新の気象予報等を踏まえて制御内容を修正することができないため、インターネット環境を構築した場合と比べ、出力制御の頻度が多くなり※1、売電量が大幅に少なくなる可能性があります。また、年1回※2事業者さまの責任においてメーカーさま等による現場設定作業（有料）が必要となります。 ※1 固定スケジュールによる出力制御は、一般送配電事業者からの出力制御指示とは別に実施いただくものであり、出力制御の実施回数にはカウントされないため、更新スケジュールによる出力制御より頻度が多くなる可能性があります。 ※2 初年度の固定スケジュールの登録が定例（3月）登録月とずれている場合は、初年度のみ2回の現地設定作業（メーカーさま等による有料作業）が必要になることがあります。 ・定期的なスケジュール設定作業を怠ることにより発電が自動停止いたします。 ※東北電力では、お客さまが出力制御スケジュール登録作業の遅延等により発電設備が停止した場合の発電量の損失は補償できません。					
(2) 発電所ID必要数 (出力制御ユニット設置数)				※発電所ID必要数は下記の出力制御ユニット設置数の合計と同じ数になることをご確認ください。 (個)		
(3) 出力制御機能付PCS (PCS本体[狭義]および出力制御ユニット)						
設置する出力制御ユニット			PCS		NK 認証番号 ※1	備考
メーカー名	型式	設置数	メーカー名	型式		
●上記ユニットで制御するPCSを右欄にご記入ください。 ●1つのユニットで4種類以上のPCSを制御する場合は、PCS欄の下に続けてご記入ください。 ●上記ユニットと異なる機種を使用する場合は下記に記載ください。						
●上記ユニットで制御するPCSを右欄にご記入ください。 ●1つのユニットで4種類以上のPCSを制御する場合は、PCS欄の下に続けてご記入ください。 ●上記ユニットと異なる機種を使用する場合は下記に記載ください。						
●上記ユニットで制御するPCSを右欄にご記入ください。 ●1つのユニットで4種類以上のPCSを制御する場合は、PCS欄の下に続けてご記入ください。 ●上記ユニットと異なる機種を使用する場合は下記に記載ください。						

※1 一般財団法人日本海事協会（NK）が、出力20kW未満の小形風車について、国際・国内基準（JSWTA国内業界規格、IEC、JIS等）の要求事項（性能及び安全性）への適合性を評価する型式認証業務を行っております。当該PCSのNK認証番号を記入してください。

- 出力制御ユニットについては、メーカーによって「電力モニタ」「計測ユニット」「電力検出ユニット」「送信ユニット」等、製品名称が異なる場合がございます。東北電力サーバーからの遠隔出力制御に対応可能なPCSと出力制御ユニットの組合せを必ずPCSメーカーへ確認したうえで、ご記入ください。
- 出力制御機能付PCSについては、出力制御に関する試験成績書等の提出が必要となります。詳細については、風車メーカー等へ確認してください。
- 更新スケジュールで出力制御に対応する場合は、インターネット環境の構築を発電開始日まで実施してください。
- 風力発電設備については、2021年3月末までに遠隔出力制御装置を設置してください。遠隔出力制御装置を設置するまでは暫定的な対応として、当社から前日に行なう電話およびメールの内容に従い、発電設備の停止もしくは制御操作を実施いただきます。

火力・バイオマス発電設備の運用状況調査票

東北6県・新潟エリアにおける再生可能エネルギー発電設備の急速な導入に伴い、供給力が需要を上回る場合には、電力の安定供給を維持する観点から、「優先給電ルール」に基づき、各発電設備の出力抑制を行なう必要がございます。

つきましては、バイオマスの類型・出力抑制可否を判定するため貴社発電所の設備実態等に関して、以下のご質問にご回答くださいますようお願い申し上げます。

事業者名	
設置場所住所	
発電所名	
受付番号	
最大受電電力	

No.	質問事項	ご回答
1	事業計画認定申請の予定がある場合、認定通知書に記載（記載予定）の「バイオマス燃料の種類」をご記入ください。申請予定がない場合は、「申請予定なし」とご記入ください。※1	
2	次のうち、どの発電設備区分に該当するか①～⑥から選択ください。 ①火力発電設備 ②混焼バイオマス発電設備 （化石燃料とバイオマス燃料の混焼であるがバイオマス燃料の比率が全体の9割に満たないもの） ③「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（以下、農山漁村再エネ法）に基づき市町村から設備整備計画の認定を受けたバイオマス発電設備※2 ④主たる燃料が、メタン発酵ガス・一般廃棄物（家庭ゴミ等）のバイオマス発電設備 ⑤地域に存するバイオマス発電設備※3（間伐材等の燃料で8割以上が日本国内産のもの） ⑥その他のバイオマス発電設備	
3	すべての燃料の種類とその割合をご記入ください。	
4	発電設備の起動・停止時に一時的に化石燃料を補助燃料として使用するか選択ください。	
5	【質問No.2で⑤と回答された方のみ】 今後、農山漁村再エネ法に基づく、市町村から設備整備計画の認定を取得する予定の有無を選択ください。	
6	今後、燃料種別の変更の予定の有無を選択ください。	

※1 燃料種別が分かる資料の提出が必要になります。（FITによる認定申請（申請予定）書類等）

※2 設備整備計画の認定を受けたことを証明する資料の提出が必要となります。

※3 基本的に農山漁村再エネ法に基づく認定が必要となります。認定を取得する意思があるものの認定取得までに期間を要する場合等は、以下 i～iv の事項すべてを証明する書類の提出が必要となります。

i) 地域に存するバイオマスを主に活用するもの（当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合（「地域に存するバイオマス」のバイオマス比率）について年間を通じて原則8割以上確保するもの）であること
* 「地域に存するバイオマス」とは、家庭ごみ、下水汚泥、食品残さ、家畜排せつ物、未利用間伐材、地域の木材の加工時等に発生する端材、おがくず、樹皮等の残材、稲わらやもみ殻等の地域に固有のバイオマスのことを指します。

ii) 地域の関係者の合意を得ていること

iii) 発電に供する原料の安定供給体制を構築していること

iv) i)～iii) の要件が満たされていることを事後に確認できる体制が確立されていること

7	出力抑制時の抑制方法は、以下のうち、どの方法に該当するか①～③から選択ください。 （※出力抑制時は、原則として、①または②で抑制いただきますが、発電設備仕様の技術的な制約等により①または②で抑制できない場合は③を選択ください。また、質問No.2で③～⑤を選択された方で出力抑制が困難な場合は、④を選択ください。） ①発電停止 ②発電所から電力系統への逆潮流を発生させないように、発電所の所内負荷と発電設備の出力を調整 ③最低出力まで抑制 ④出力抑制が困難																																																
8	【質問No.7で③と回答された方のみ】 発電設備の最低出力は定格出力の何%かご記入ください。 （※原則として、定格出力の50%以下）																																																
9	【質問No.8で最低出力が定格出力の50%以下に抑制できない場合】 定格出力の50%以下に抑制できない理由をご記入ください。																																																
10	【質問No.7で④と回答された方のみ】 出力抑制に応じることができない場合、その理由をご記入ください。 （回答例）農山漁村再エネ法に基づき、市町村から設備整備計画の認定を受けたバイオマス発電設備であり、出力抑制に応じることにより燃料貯蔵が困難となるとともに、燃料調達体制に支障をきたすため。																																																
11	通常発電時の運転体制をご記入ください。 （回答例）現地24時間監視体制																																																
12	定格出力から最低出力まで下げていただく場合、どの程度時間が必要かご記入ください（30分単位）。																																																
13	最低出力から定格出力まで上げていただく場合、どの程度時間が必要かご記入ください（30分単位）。																																																
14	本件に係るご担当者様のお名前、電話番号、電子メールアドレスをご記入ください。	お名前： 電話番号： 電子メールアドレス：																																															
15	出力抑制予告を行なう場合のご担当者様のお名前、電話番号、電子メールアドレスをご記入ください。	お名前： 電話番号： 電子メールアドレス：																																															
16	本調査票と併せて、以下の書類をご提出ください。 添付書類は、質問No.2、No.7の回答内容により異なりますので、下表を参考にしてください。																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">添付書類</th> <th colspan="5">質問2の回答</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>①・②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく市町村からの地域資源バイオマス認定通知書</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.事業計画認定申請（申請予定）書類</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>事業計画認定申請の予定がある場合に提出</td> </tr> <tr> <td>3.地域資源型バイオマスの認定を取得していない場合は、以下の事項を証明する書類 (1)地域に存するバイオマスを主に活用するもの（当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合が年間を通じて原則8割以上確保するもの）であること (2)地域の関係者の合意を得ていること (3)発電に供する原料の安定供給体制を構築していること (4)上記(1)～(3)の要件が満たされていることを事後に確認できる体制が確立されていること（上記(1)～(3)が確認できる連絡先）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>現時点では、地域資源型バイオマスの認定は取得していないが、今後、取得する意思があり、認定に準備した書類（添付書類3-(1)～(4)）が全て整っている場合に提出</td> </tr> <tr> <td>4.出力抑制が困難であることを証明する資料 (1)燃料貯蔵が困難であること (2)出力制御に応じることにより、燃料調達体制に支障をきたすこと (3)出力抑制に応じることにより、周辺環境に悪影響（悪臭等）を及ぼすこと</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>質問7の回答が④の場合、添付書類4-(1)～(3)のうち該当する書類を提出</td> </tr> <tr> <td>5.最低出力運転に係る技術資料 (1)過年度の発電所の所内負荷記録、発電記録等 (2)発電設備のスペック上の最低出力が分かるメーカ仕様書等</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>質問7の回答が①の場合、提出不要 質問7の回答が②の場合、添付書類5-(1)を提出 質問7の回答が③の場合、添付書類5-(2)を提出</td> </tr> </tbody> </table>	添付書類	質問2の回答					備考	①・②	③	④	⑤	⑥	1.「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく市町村からの地域資源バイオマス認定通知書	-	○	-	-	-		2.事業計画認定申請（申請予定）書類	○	○	○	○	○	事業計画認定申請の予定がある場合に提出	3.地域資源型バイオマスの認定を取得していない場合は、以下の事項を証明する書類 (1)地域に存するバイオマスを主に活用するもの（当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合が年間を通じて原則8割以上確保するもの）であること (2)地域の関係者の合意を得ていること (3)発電に供する原料の安定供給体制を構築していること (4)上記(1)～(3)の要件が満たされていることを事後に確認できる体制が確立されていること（上記(1)～(3)が確認できる連絡先）	-	-	-	○	-	現時点では、地域資源型バイオマスの認定は取得していないが、今後、取得する意思があり、認定に準備した書類（添付書類3-(1)～(4)）が全て整っている場合に提出	4.出力抑制が困難であることを証明する資料 (1)燃料貯蔵が困難であること (2)出力制御に応じることにより、燃料調達体制に支障をきたすこと (3)出力抑制に応じることにより、周辺環境に悪影響（悪臭等）を及ぼすこと	-	○	○	○	-	質問7の回答が④の場合、添付書類4-(1)～(3)のうち該当する書類を提出	5.最低出力運転に係る技術資料 (1)過年度の発電所の所内負荷記録、発電記録等 (2)発電設備のスペック上の最低出力が分かるメーカ仕様書等	○	-	-	○	○	質問7の回答が①の場合、提出不要 質問7の回答が②の場合、添付書類5-(1)を提出 質問7の回答が③の場合、添付書類5-(2)を提出	
添付書類	質問2の回答					備考																																											
	①・②	③	④	⑤	⑥																																												
1.「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく市町村からの地域資源バイオマス認定通知書	-	○	-	-	-																																												
2.事業計画認定申請（申請予定）書類	○	○	○	○	○	事業計画認定申請の予定がある場合に提出																																											
3.地域資源型バイオマスの認定を取得していない場合は、以下の事項を証明する書類 (1)地域に存するバイオマスを主に活用するもの（当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合が年間を通じて原則8割以上確保するもの）であること (2)地域の関係者の合意を得ていること (3)発電に供する原料の安定供給体制を構築していること (4)上記(1)～(3)の要件が満たされていることを事後に確認できる体制が確立されていること（上記(1)～(3)が確認できる連絡先）	-	-	-	○	-	現時点では、地域資源型バイオマスの認定は取得していないが、今後、取得する意思があり、認定に準備した書類（添付書類3-(1)～(4)）が全て整っている場合に提出																																											
4.出力抑制が困難であることを証明する資料 (1)燃料貯蔵が困難であること (2)出力制御に応じることにより、燃料調達体制に支障をきたすこと (3)出力抑制に応じることにより、周辺環境に悪影響（悪臭等）を及ぼすこと	-	○	○	○	-	質問7の回答が④の場合、添付書類4-(1)～(3)のうち該当する書類を提出																																											
5.最低出力運転に係る技術資料 (1)過年度の発電所の所内負荷記録、発電記録等 (2)発電設備のスペック上の最低出力が分かるメーカ仕様書等	○	-	-	○	○	質問7の回答が①の場合、提出不要 質問7の回答が②の場合、添付書類5-(1)を提出 質問7の回答が③の場合、添付書類5-(2)を提出																																											

【注意事項】

- ・本調査票および添付書類は、原則、系統連系申込みをいただく際にご提出をお願いいたします。
 - ・系統連系申込時に設備実態および使用燃料等が不確定の場合は、確定後速やかにご提出をお願いいたします。
 - ・ご提出いただいた調査票および添付書類をふまえ、出力抑制の対象となる場合には、出力抑制時の発電設備出力および連絡方法等の運用を書面にて取り交わしさせていただきます。
 - ・本調査票の審査には時間をお要すことから、遅くとも事業計画認定申請時までにはご提出をお願いいたします。
- ※本調査票の提出がない場合、系統連系開始できないこともありますのでご留意願います。